

第2回

福島市地域クラブ活動推進協議会

令和7年10月27日（月）

<委員名簿>

区分	氏名	所属等
有識者	小川 宏	国立大学法人福島大学
学校教育関係者	渡部 正晴	福島地区中学校長会会長（福島第四中学校長）
	小川 尚子	福島地区小学校長会会長（飯坂小学校長）
	佐藤 力夫	福島支部中学校体育連盟会長（信夫中学校長）
	草野 温子	福島第三中学校教諭
	本田 純也	清水中学校教諭
	菊田 悟	福島市ソフトテニス協会 理事長
スポーツ団体関係者	矢吹 淳 新 甚野 道雄	福島市ソフトボール協会 理事長（～R7.9.26） 福島市卓球協会 理事長（R7.10.10～）
	遠藤 亨恵	スポーツ少年団代表
	小野 孝二	福島市地区スポーツ連盟 副会長
	吉田美智子	福島市文化団体連絡協議会 理事
市立学校PTA代表者	皆川 沙織	福島市小中学校PTA連合会 常任理事
	齋藤 智之	福島市小中学校PTA連合会 副会長

市ホームページでの公開状況

○第1回福島市地域クラブ活動推進協議会

- ・資料
- ・議事録



○福島市の部活動地域展開の取組

- ・令和5年度の取組
- ・令和6年度の取組
- ・令和7年度の取組



前回(R7.7.25)の協議会の振り返り

- 地域クラブに対する、市としての支援（クラブのバッカアップ）の具体的内容の検討
- 指導者が転勤等で不在になった場合の対策として「人材バンク」を創設して代わりの指導者を紹介したりするシステムの構築の必要性
- 運営団体（統括団体）の在り方の検討
- 市としての指導者講習会や市独自のライセンス制度の検討

ふくしま型地域クラブ活動～子どもの時間Reデザイン～

地域指導者
(教職員含)
見守りサポーター
(教職員含)
学生ボランティア
※教職員：兼職兼業

WEB登録

福島市×福島市教委 地域クラブ活動 運営統括サポートセンター

地域展開コーディネーター

申請

- クラブ活動支援補助金
- 市施設の減免
- 指導者・見守りサポーター紹介
- ポータルサイトへの掲載
- 指導者向け研修の実施
- サポート企業等の紹介

ポータルサイト運営



市認定
地域クラブ紹介

(新規立上げ)
地域クラブ

連携



市認定
地域クラブ活動
★ガイドラインに準じた活動

【学校部活動のReデザイン】

- ・活動目的や内容、時間、日数等の検討
- ・生徒の自主的・自発的な参加による部活動の推進

～子どもの時間Reデザイン～

部活動指導員の拡充
部活動(学校教育の一環)
月 火 水 木 金
土 日

※土日について、学校部活動でなければ参加できない大会の場合は、校長の許可のもと学校部活動として大会参加

情報収集



STEP. 1

休日の過ごし方を
自由に選択できる
ようにする

STEP. 2

休日に加え、平日放課後の過ごし方
も自由に選択できるようにする。

各種競技・文化団体
市スポーツ協会
スクールサポート企業
関係各課
福島市スポーツ振興公社
福島市振興公社
市内学習センター
民間企業
等…

連携

週末合同練習会等の
開催

体験型イベント企画

学校部活動では体験でき
ない活動を！

民間クラブ

その他クラブ

趣味や学習

地域全体での持続可能な多世代スポーツ・文化芸術活動環境の構築

子どもの時間 Re デザイン の考え方

<これまで>

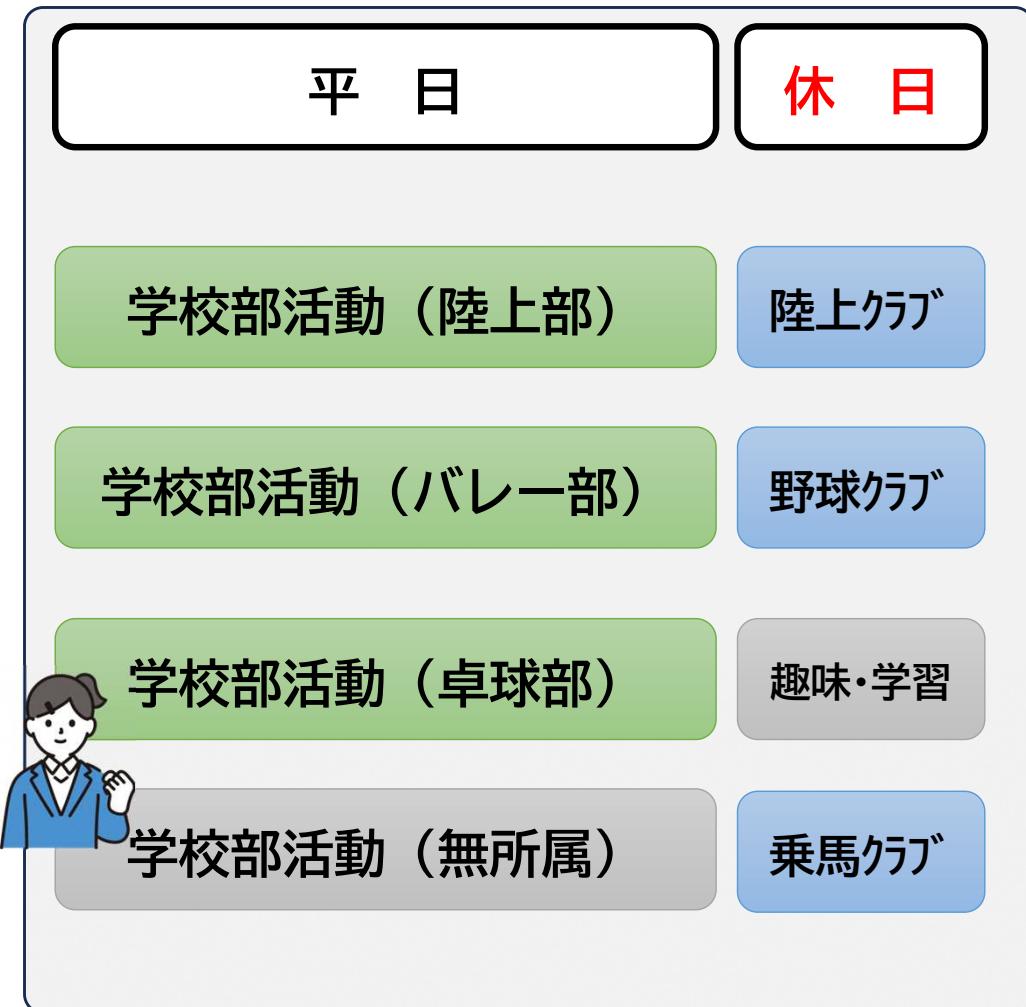
1つの部活動に所属し、通年で平日・休日とも同じ種目・活動を実施。



放課後や休日（土日）の時間を、自分がやりたいことにチャレンジできる時間にする。



「地域クラブ」は単なる部活動の受け皿としてではなく、子どもたちが地域で様々な活動ができるよう、地域、学校、行政が一体となって整備する。



【参考資料】地域クラブ活動 統括団体について

自治体名	地域クラブ活動 統括団体等
新潟県新潟市	新潟市教育委員会（学校支援課 地域クラブ活動推進室）
群馬県前橋市	前橋市まちづくり公社 「まえばしスポーツ・文化クラブ」
長野県松本市	スポーツデータバンク株式会社 「まつチャレ」
福岡県北九州市	北九州市教育委員会
千葉県柏市	一般社団法人 柏スポーツ文化推進協会 K S C A

※各自治体のホームページで確認

任意団体と法人

地域クラブ活動を運営する団体の種別は、その多くが「任意団体」と「法人」に分類されます。より持続的・安定的な運営体制を構築する上では、法人格の取得が有効です。本コラムでは、法人格を取得することのメリット等を整理します。

Q：任意団体と法人とは？

任意団体とは、法律に基づかない私的な契約（合意）に基づいて形成された団体です。一方で、法人とは、会社・団体などが法律上は“人”とみなされ、会社や団体の名前で契約したり、財産を所有することができる組織です。

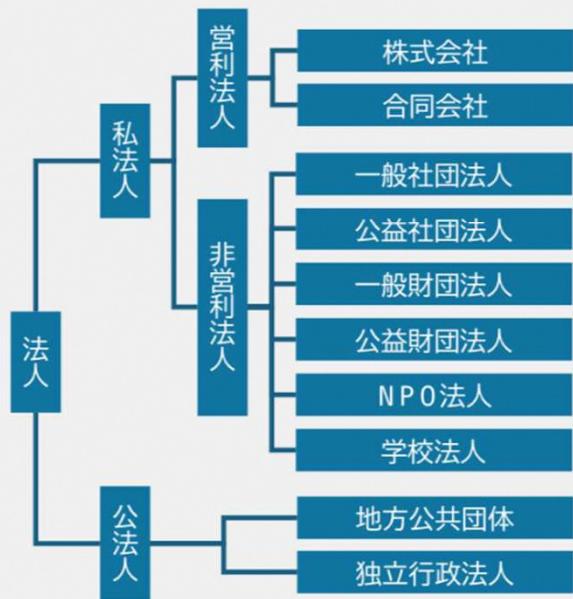
	任意団体	法人
設立	複数人が共通の目的で 自主的に結成する組織	会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律など、法令に基づき設立登記
法人格	なし	あり
登記手続	不要	必要
責任所在	代表者や構成員個人が 負う可能性	法人

【出典】

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集 令和7年8月 スポーツ庁

Q：法人の種類は？

法人は主に私法人と公法人に分類され、さらに、私法人は、営利法人と非営利法人に分類されます。



▼本事例集掲載自治体の地域クラブ活動運営団体の法人種別の例

自治体	P	運営団体	法人種別
岐阜県白川町	40	スポーツリンク白川	一般社団法人
岐阜県羽島市	42	スポーツクラブ840	一般社団法人
静岡県掛川市	48	掛川市スポーツ協会	NPO法人
沖縄県石垣市	80	石垣島アスリートクラブ	一般社団法人
千葉県柏市	92	柏スポーツ文化推進協会	一般社団法人
新潟県村上市	96	希楽々	NPO法人

Q：法人のメリットは？

社会的信用の向上

法人化することで、団体の信頼性が高まり、社会的な信用を得やすくなります。行政機関や企業、金融機関との契約や協定等の締結が円滑になります。また、法人名義での銀行口座の開設や施設使用契約等が可能になることで、団体の活動基盤も整い、対外的にも安定性のある組織として認識されやすくなります。

責任の明確化とリスクの分離

法人は、団体として独立した法的主体であり、契約や財産の管理を法人名義で行うことができます。これにより、代表者や構成員が個人として契約の当事者になる必要がなくなり、責任の所在が明確になります。

資金調達と経理の透明性

助成金や補助金等の申請において、法人格を有することが条件になるケースもあります。また、法人格があることで寄附などの資金調達もしやすくなります。さらに、法人として経理・会計を行うことで、収支の管理が明確になり、監査や報告にも対応しやすくなるとともに、安定した財務運営が可能になります。

安定した組織運営

法人は、代表者が交代しても法人としての活動が継続されるため、個人に依存しない安定した組織運営が可能です。また、職員の雇用や報酬の支給、社会保険の加入なども法人名義で行えるため、健全な労働環境を整えることができます。これにより、持続可能な活動体制を築くことができ、地域や関係者との長期的な信頼関係の形成にもつながります。

【出典】

令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集 令和7年8月 スポーツ庁

地域クラブ活動の統括団体としてのNPO法人の設立の可能性

- 法人格のため、税金の支払い、書類の提出が求められる。
 - メリット：不動産の借用を団体名で借りたり、通帳の名義に団体名を使用できる。融資を受けることも可能になり、寄附を受ける際の信用を得ることができる。
 - デメリット：1年に1回以上の総会開催義務。1年に1度報告書を所轄庁に提出する義務、税金の支払い義務等の義務の発生や会員の入会を事情がない限り拒否できない（誰でも会員として受け入れなければならない）。
- 立ち上げ資金等は、寄附や設立のための補助金、助成金の獲得、会費等になる。（会費は、会員の種類を設けて、通常の会員、企業など金額が高めの賛助会員、利用者などの利用会員等がある）
- 職員の雇用、給与について、団体として雇用契約書の作成をし、団体内の経理担当者に管理される形になる。職務規定や給与規定の作成が必要となる。
- 運営財源は、寄附、会費、助成金、事業収入など。
- NPO法人化した場合、市役所庁舎や公共施設とは別に事務所等を設置するのが一般的である。



団体設立のための費用、設立後の職員雇用や運営等を考慮すると、現時点においてNPO法人の設立は有効ではない



市教育委員会が中心となり、市関係各課等と連携し、**サポートセンター**として地域クラブ活動を統括する。

※地域クラブの活動等が軌道に乗った時点では、業務委託等を検討する必要あり。

国が示す地域クラブ活動認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要①

資料2-1

趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの申請（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による確認（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による認定、④地方公共団体による認定後の指導助言等（必要に応じて認定取消し）

(※1) 基本的に市町村等が認定等を実施。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす

(※2) 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日以上の休養日（原則、休日に週1日以上の休養日）を設定
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む）・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示・営利を主たる目的とせずに運営　・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による情報提供の促進
- ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
- ③希望する教職員の兼職兼業
- ④大会・コンクールへの円滑な参加　など

市認定地域クラブ活動

教育的意義の継承

- 活動を通して自己肯定感を高める。
- スポーツや文化芸術の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化芸術を継続する資質や能力を育てる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深める。

新たな価値の創造

- ニーズに応じた多種多様な体験活動（複数の種目・活等動に取り組むマルチスポーツ等）
- 学校の垣根を超えた仲間とのつながりの創出。
- 幅広い世代との豊かな交流。
- 引退のない継続的な活動。

国が示した要件、認証手続き等に基づき、福島市が学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「福島市認定地域クラブ活動」とする。

想定される地域クラブ

- ① 既存のスポーツ少年団等の地域クラブ
- ② 地域人材（教職員含む）が設立する地域クラブ
- ③ 既存の部活動保護者会等が設立する地域クラブ
- ④ スポーツ・文化芸術団体等
が設立する地域クラブ



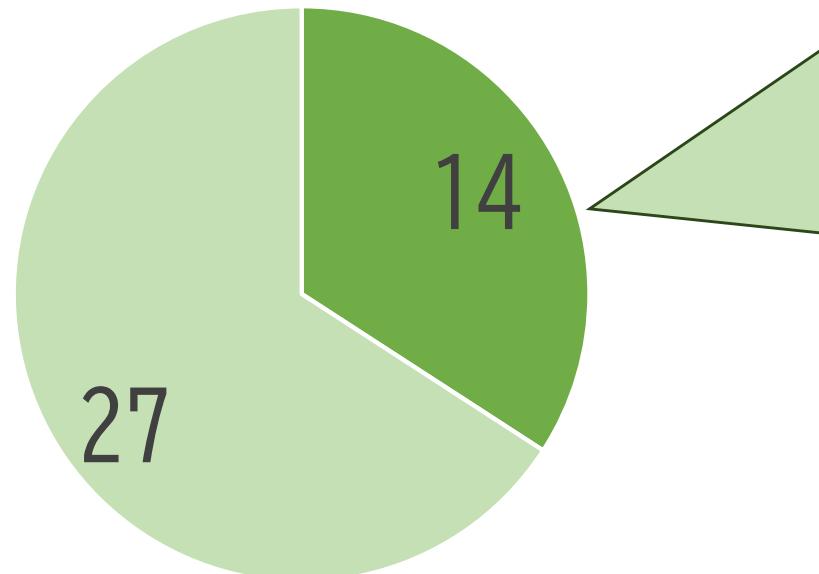
Image created with Google Generative AI

【参考】令和7年度スポーツ少年団登録団体 中学生受入状況

福島市スポーツ少年団登録チーム（団体）実態調査アンケート

- ・回答期間：令和7年10月1日（水）～10月22日（水）
- ・対象団体数：97団体
- ・回答団体数：41団体（回答率：42%）

Q 現在、中学生を受け入れていますか。



- 受け入れている
- 受け入れていない

【内訳】

- ソフトボール（1）
- ソフトテニス（2）
- バスケットボール（1）
- バレーボール（1）
- 軟式野球（1）
- 剣道（4）
- 陸上（1）
- 空手（1）
- 体操（1）
- 少林寺拳法（1）

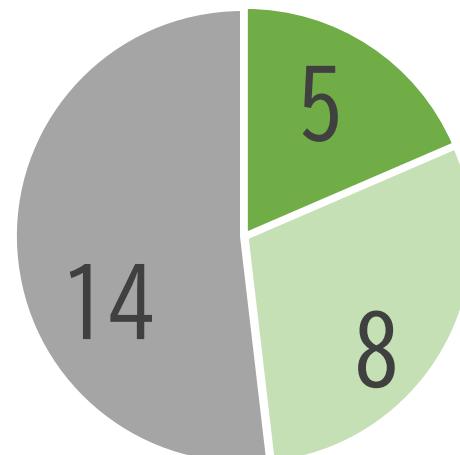
【参考】令和7年度スポーツ少年団登録団体 中学生受入状況

福島市スポーツ少年団登録チーム（団体）実態調査アンケート

- ・回答期間：令和7年10月1日（水）～10月22日（水）
- ・対象団体数：97団体
- ・回答団体数：41団体（回答率：42%）

Q（現在中学生を受け入れていない団体のみ回答）。

部活動の地域移行（地域展開）に伴い、今後、中学生を受け入れることは可能ですか。



【内訳】

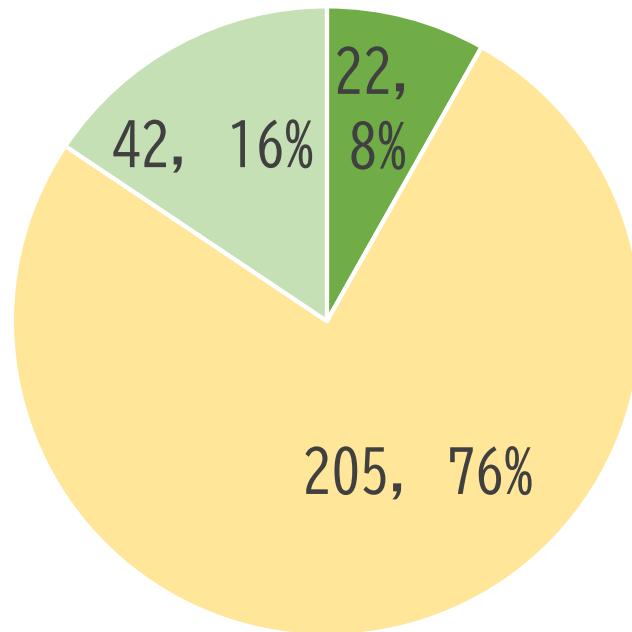
- ソフトボール（3）
- バスケットボール（5）
- サッカー（1）
- 野球（1）
- バレーボール（1）
- ドッジボール（1）
- ソフトテニス（1）

- 受け入れ可能である。
- 条件がそろえば受け入れ可能である。
- 受け入れは考えていない。

【参考】部活動地域展開についての教員アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：教員（主幹教諭、教諭、常勤講師）
- ・回答：269人

Q 地域展開に伴い、条件が整えば、自分で地域クラブを立ち上げたいと思いますか。

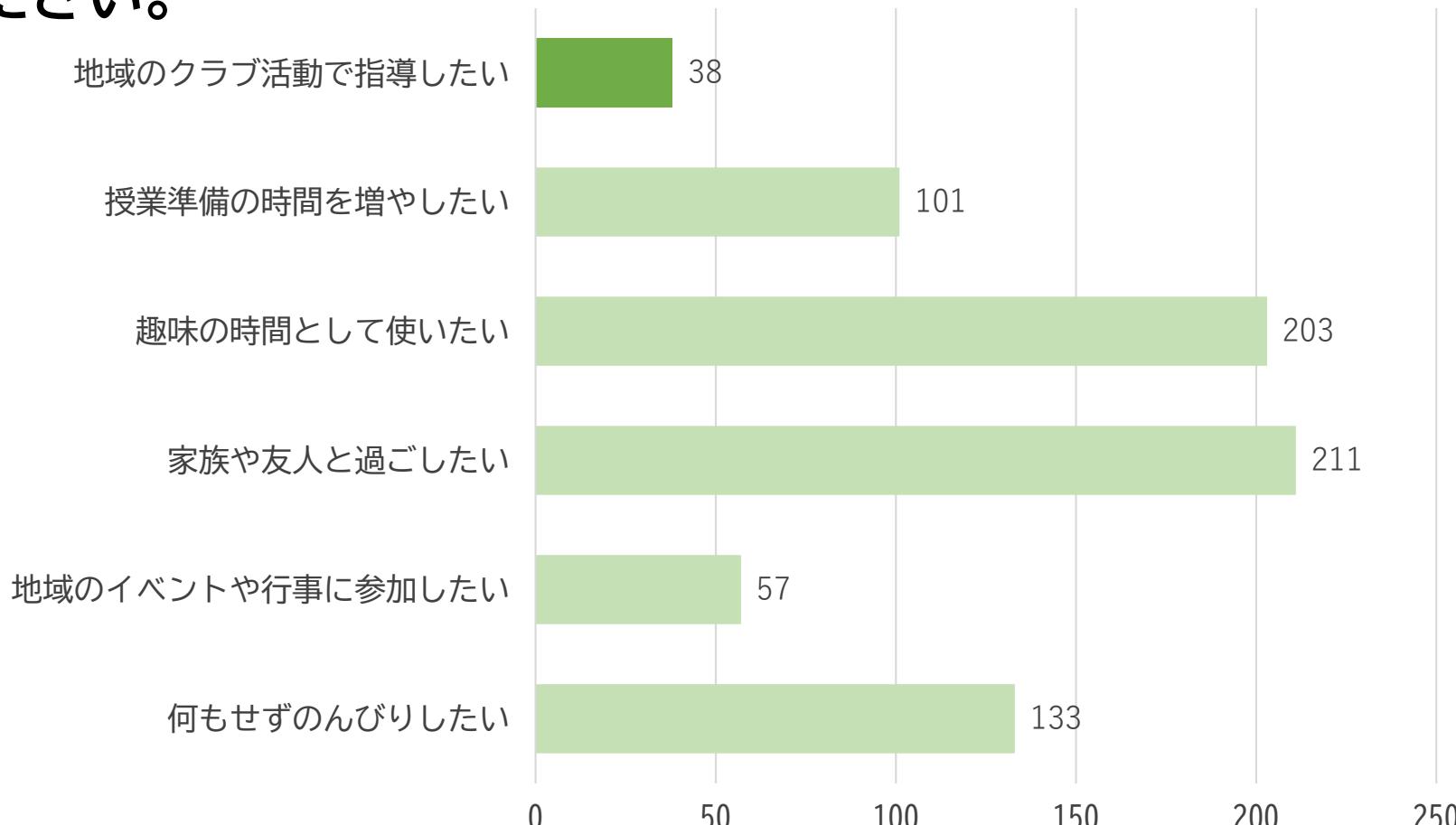


- すでに立ち上げている、または、立ち上げたいと思う
- 立ち上げたいとは思わない
- 分からぬ

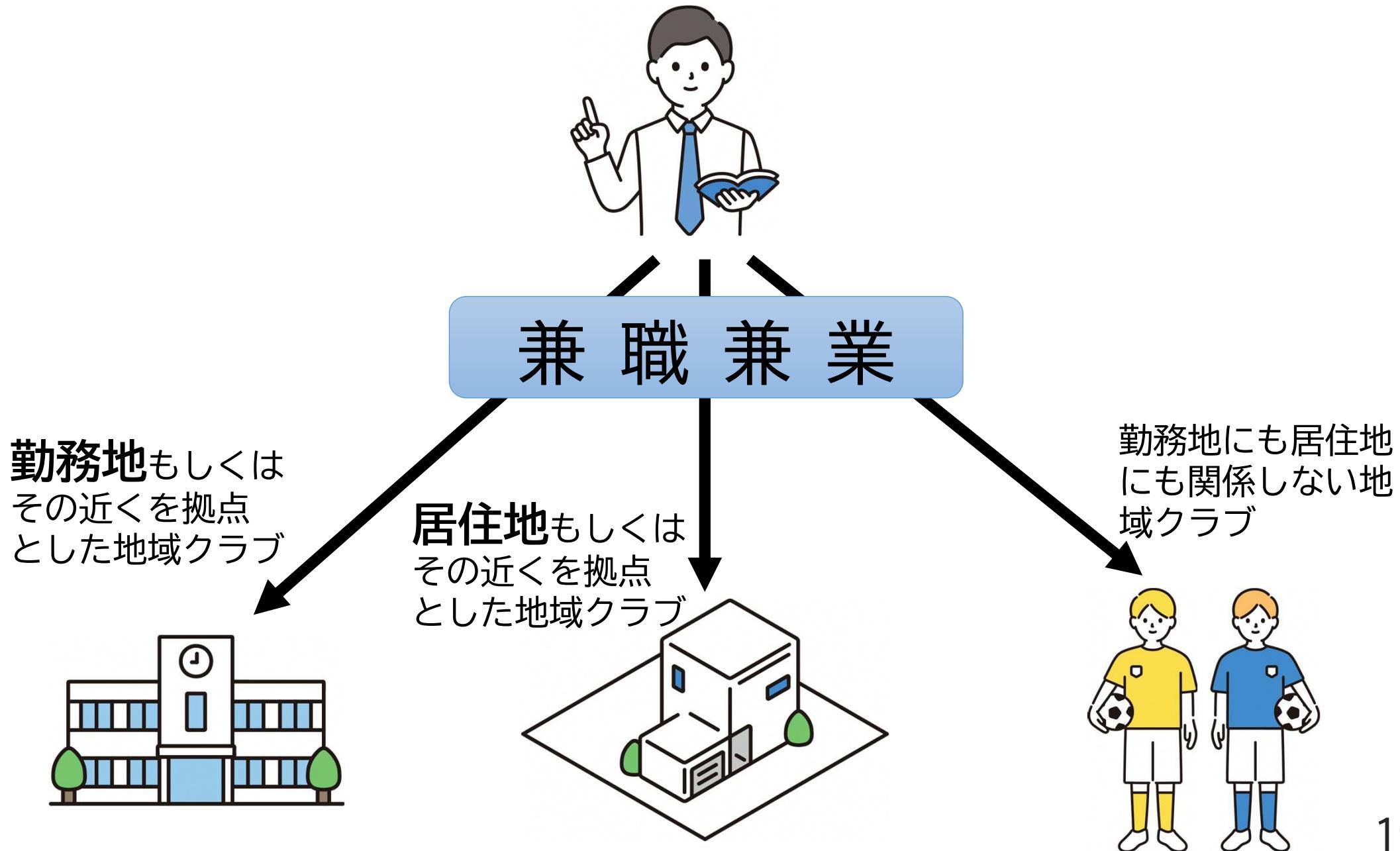
【参考】部活動地域展開についての教員アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：教員（主幹教諭、教諭、常勤講師）
- ・回答：269人

Q 休日（土日、祝日）に部活動指導がなくなった場合、あなたはどのようなことに時間を使いたいですか。あてはまるものすべてを選択してください。



希望する教員が地域クラブに関わる場合の例



地域クラブの認定手続き



- ・申請書
- ・活動計画書
- ・規約
- ・誓約書
- ・その他

- ・認定期間は3年間
- ・認定クラブとして
ホームページ等に掲載

福島市×福島市教委
**地域クラブ活動
運営統括サポートセンター**

地域展開コーディネーター

審査

- ・申請内容確認
- ・（必要に応じて）ヒアリングや現地確認

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・週2日以上の休養日（原則、休日に週1日以上の休養日）を設定
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む）・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示・営利を主たる目的とせずに運営　・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

市認定地域クラブへの支援内容（案）

福島市×福島市教委 地域クラブ活動 運営統括サポートセンター

地域展開コーディネーター

- クラブ活動支援補助金
- 市施設の減免
- 指導者・見守り体制紹介
- ポータルサイトへの掲載
- 指導者向け研修の実施
- サポート企業等の紹介

活動支援

市認定 地域クラブ

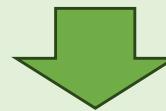
福島市ホームページもしくは、外部サイトとして作成を検討



検討事項

①福島市地域クラブ活動支援補助金制度（仮）

一定の基準を満たした地域クラブを対象に、運営経費等の補助（3万円程度を検討）



令和8年度の予算要求

②指導者研修会の実施

市認定地域クラブの指導者及び人材バンク登録者のうちの希望者を対象に指導者研修会を実施



年1回の研修会
(オンライン、オンデマンド研修の検討)

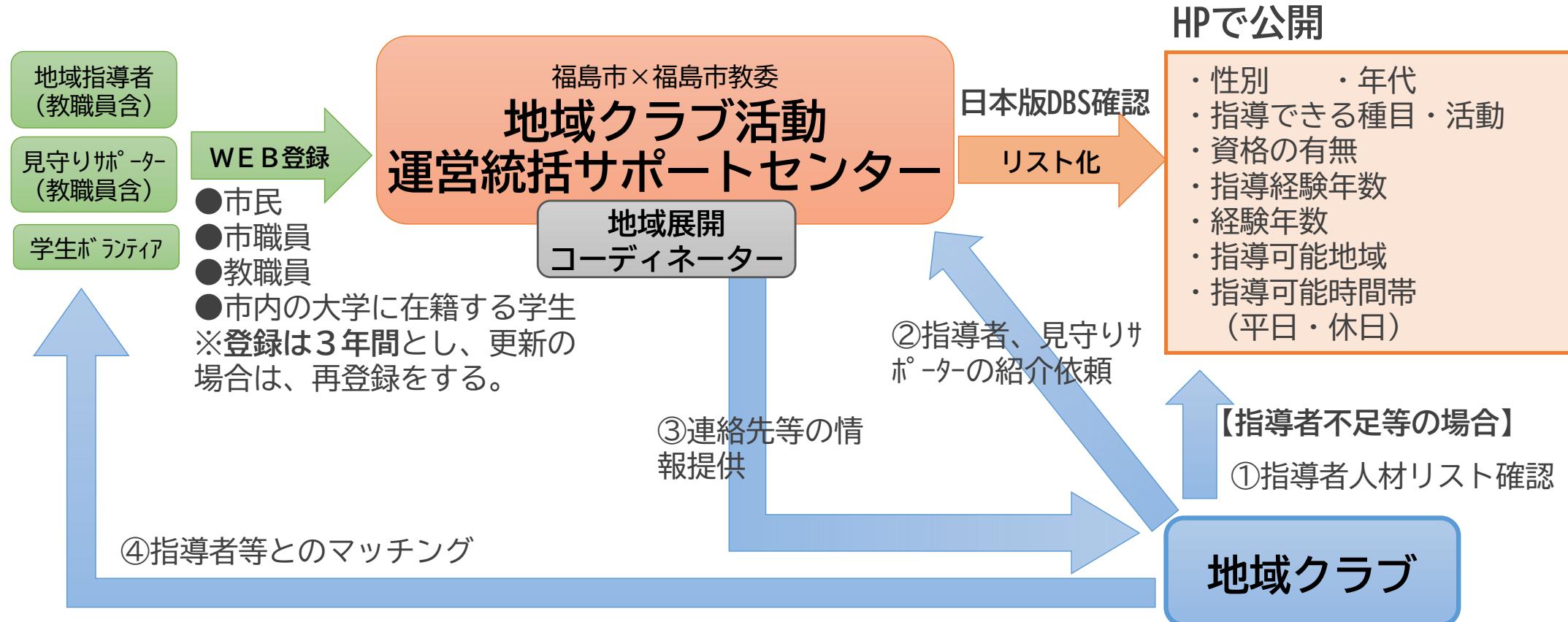
【参考資料】地域クラブ活動への補助金交付例

自治体名	補助対象・補助額等								
新潟県新潟市	<ul style="list-style-type: none">指導者謝金（金額の1/2 上限は1人につき1日千円）指導者育成のための研修受講料（1/2を補助。上限は1団体につき5千円） <p>※補助金上限は年間の活動日数により10万～50万</p>								
群馬県前橋市	<ul style="list-style-type: none">施設（会場）使用料指導者手当（1回2千円/人を限度）指導者資格取得更新費用用具代（団体で継続的に使用するもの）保険代 <p>参加生徒数・年間延べ240人未満・・・3万円以内 参加生徒数・年間延べ240人以上・・・5万円以内</p>								
長野県松本市	<table><tbody><tr><td>指導者等の謝礼</td><td>交通費等費用弁償経費</td></tr><tr><td>保険経費</td><td>備品購入経費</td></tr><tr><td>会場使用経費</td><td>参加者募集経費</td></tr><tr><td>その他市長が認める経費</td><td></td></tr></tbody></table> <p>補助対象経費の10分の10以内の額とし、10万円を上限 ただし、2回目の申請は、5万円を限度</p>	指導者等の謝礼	交通費等費用弁償経費	保険経費	備品購入経費	会場使用経費	参加者募集経費	その他市長が認める経費	
指導者等の謝礼	交通費等費用弁償経費								
保険経費	備品購入経費								
会場使用経費	参加者募集経費								
その他市長が認める経費									

人材バンク機能の整備

【人材バンクの目的】

- 指導者を必要とする地域クラブに対し、指導者の情報を提供する。



地域指導者
(教職員含)

種目・活動について専門的に指導が可能な方

見守りサポーター
(教職員含)

生徒が活動している時間中、それを見守ることが可能な方

指導者研修制度について

1 研修内容（案）

○ 安全・健康面への配慮や体罰、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶のための内容

研修内容について、スポーツ庁で今冬改訂予定の新たなガイドラインで「指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例」が提示される予定。

指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例（たたき台）

別紙

項目	指導者に求められる資質・能力	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・服務規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上の指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようになるとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

※ 1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対して、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※ 2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※ 3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

出典：スポーツ庁「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第6回R7.9.26）配付資料

指導者研修制度について

2 研修方法（案）

- (案1) 民間業者によるパッケージ化されたオンライン研修
- (案2) 有識者を講師とした研修（オンライン）
※いずれの場合も、随時研修対象者が追加される見込みであることから、対象者の都合で研修できるオンライン（オンデマンド）研修とする。

【参考】競技団体等への登録と指導者資格について

1 スポーツ少年団の現状

- 指導者は、少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者としなければならない。

- ・令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者。
- ・(日本スポーツ協会の)スタートコーチ資格保有者
- ・令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和7（2025）年度まで引き続き登録を行っていた者。
- ・令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

2 中学生が所属するクラブが競技団体に登録する際…

例) 陸上競技

2027年度から「小学生もしくは中学生が登録する一般の加入団体において、指導者資格および審判資格保持者が1名以上登録していること」



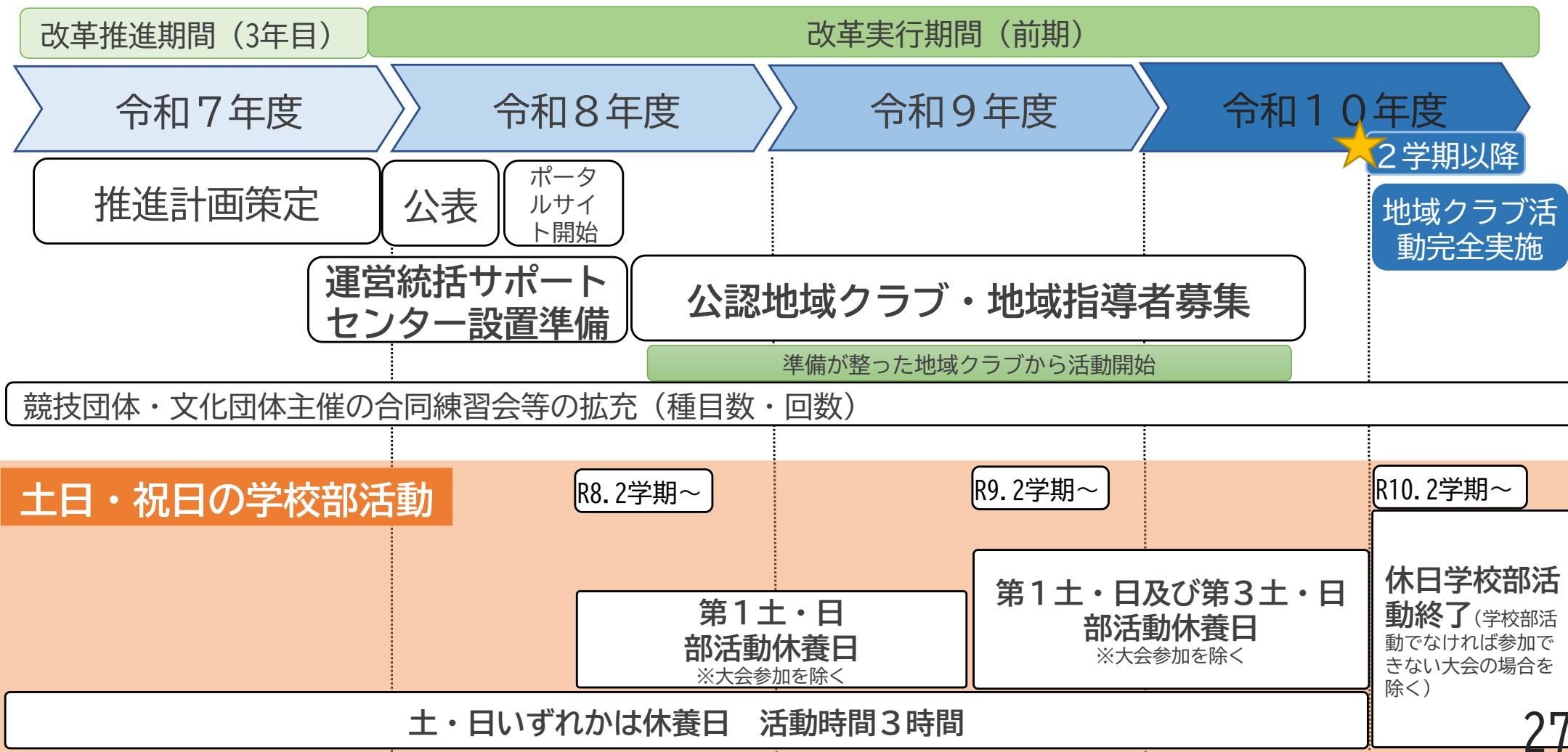
指導者等に対し、日本スポーツ協会公認指導者資格等の必要な資格取得を促す必要有

今後のスケジュール（案）修正版

国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）」において、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと」としている。

また、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめにおいては、「休日については、次期改革期間内（※1に）、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」としている。

※1 「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）



改革推進期間（3年目）

改革実行期間（前期）

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

★2学期以降

推進計画策定

公表

ポータルサイト開始

運営統括サポートセンター設置準備

公認地域クラブ・地域指導者募集

準備が整った地域クラブから活動開始

競技団体・文化団体主催の合同練習会等の拡充（種目数・回数）

土日・祝日の学校部活動

R8.2学期～

R9.2学期～

R10.2学期～

第1土・日
部活動休養日
※大会参加を除く

第1土・日及び第3土・日
部活動休養日
※大会参加を除く

休日学校部活動終了
(学校部活動でなければ参加できない大会の場合を除く)

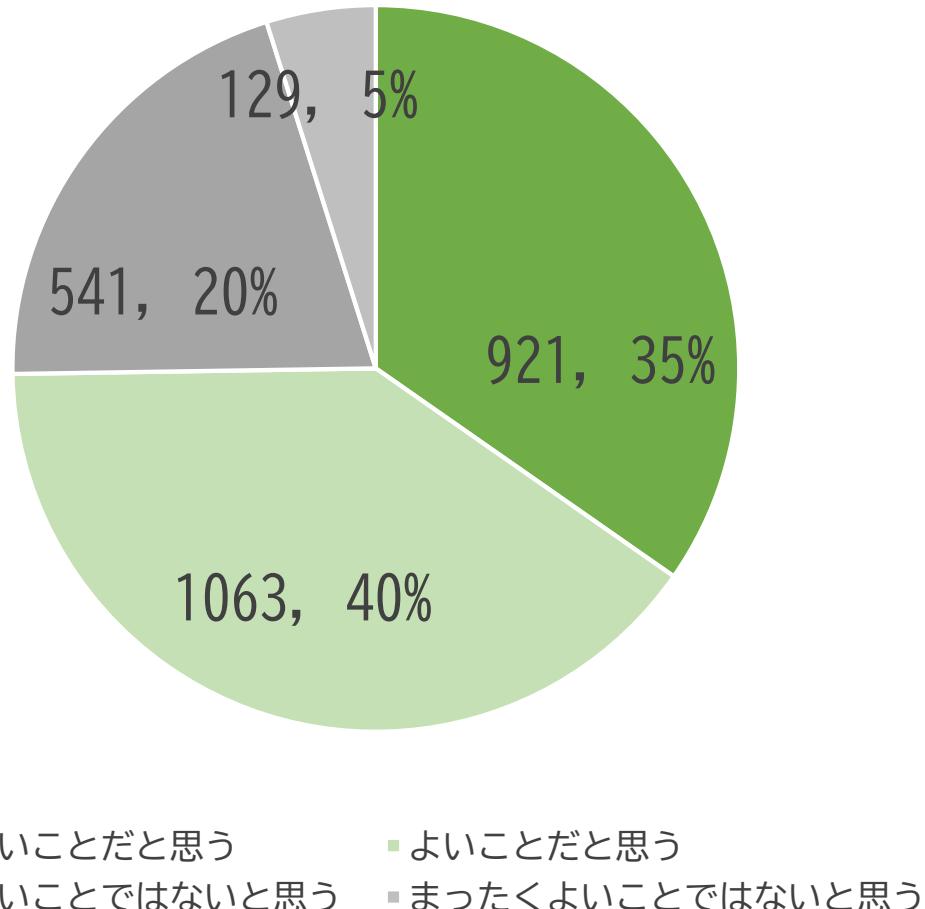
土・日いずれかは休養日 活動時間3時間

既存の週末合同練習会や各種体験イベント等を可能な範囲で第1土・日等に設定し、中学生の多様な体験機会を創出していくことができるようとする。

【参考】部活動地域展開についての生徒アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：中学1・2年生（義務教育学校7・8年生）
- ・回答：2654人

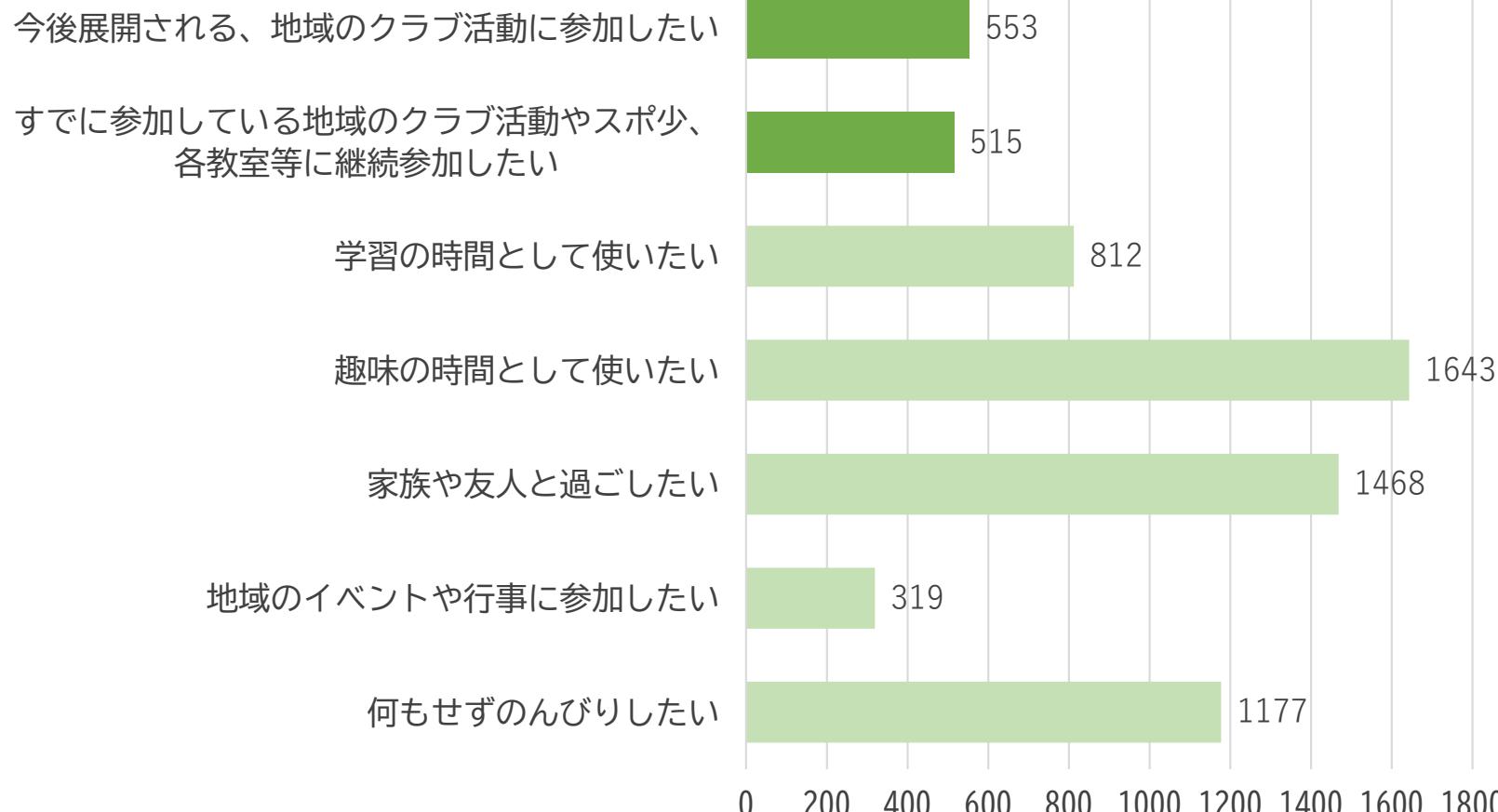
Q 今後、休日（土日、祝日）の部活動の回数が減り、休日にあなたが自由に使うことができる時間が増えるとすれば、そのことをどう思いますか。



【参考】部活動地域展開についての生徒アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：中学1・2年生（義務教育学校7・8年生）
- ・回答：2654人

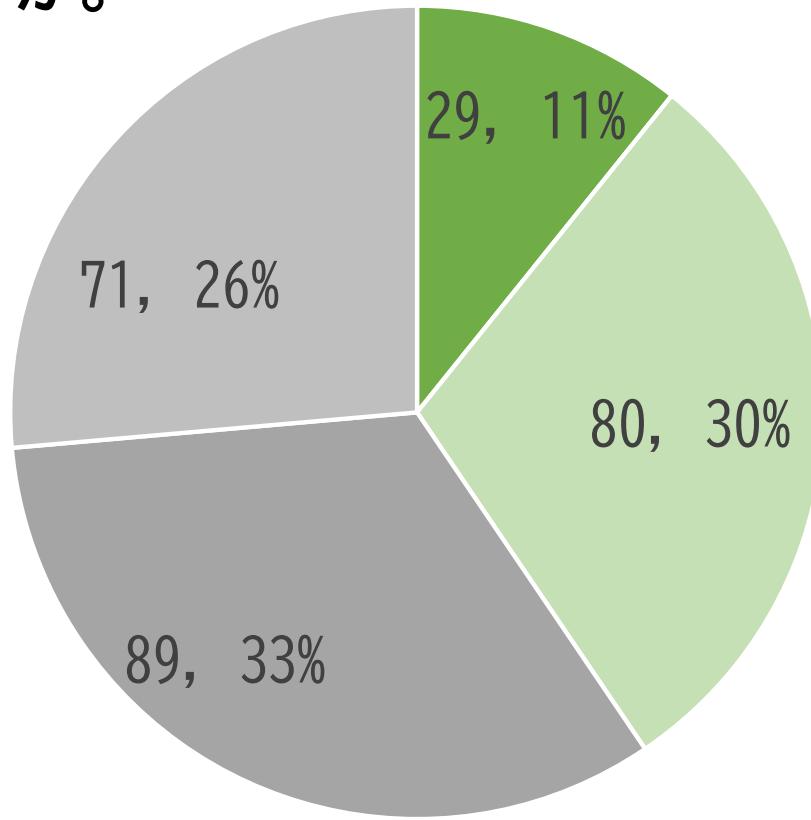
Q 休日（土日、祝日）の部活動が地域展開された場合、あなたは休日の時間をどのようなことに使いたいですか。あてはまるものすべてを選択してください。



【参考】部活動地域展開についての教員アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：教員（主幹教諭、教諭、常勤講師）
- ・回答：269人

Q 休日（土日、祝日）の部活動指導を行うことに対して、あなたの意欲はどの程度ですか。

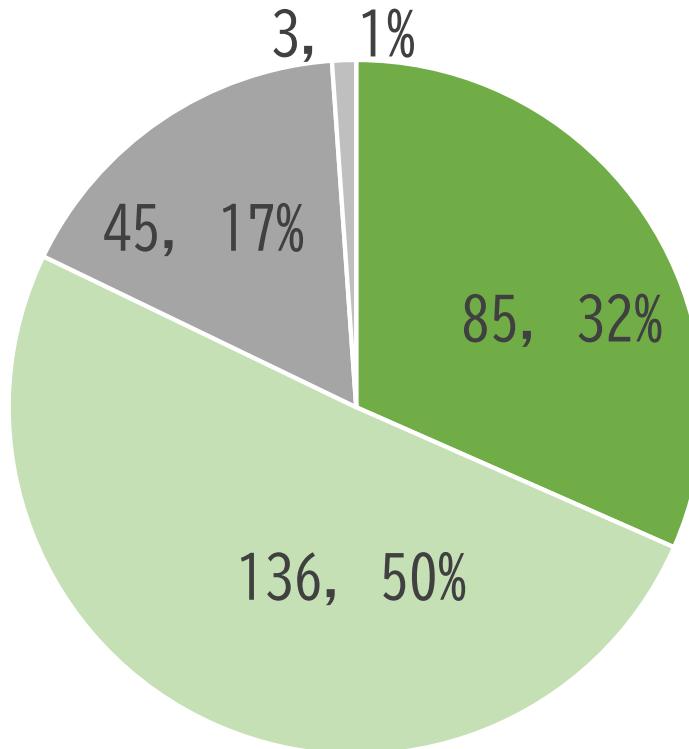


- とても意欲がある
- やや意欲がある
- あまり意欲がない
- 全く意欲がない

【参考】部活動地域展開についての教員アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：教員（主幹教諭、教諭、常勤講師）
- ・回答：269人

Q 今後、休日（土日、祝日）の部活動の回数が減り、子どもたちが自由に使うことができる時間が増えるとすれば、そのことをどう思いますか。

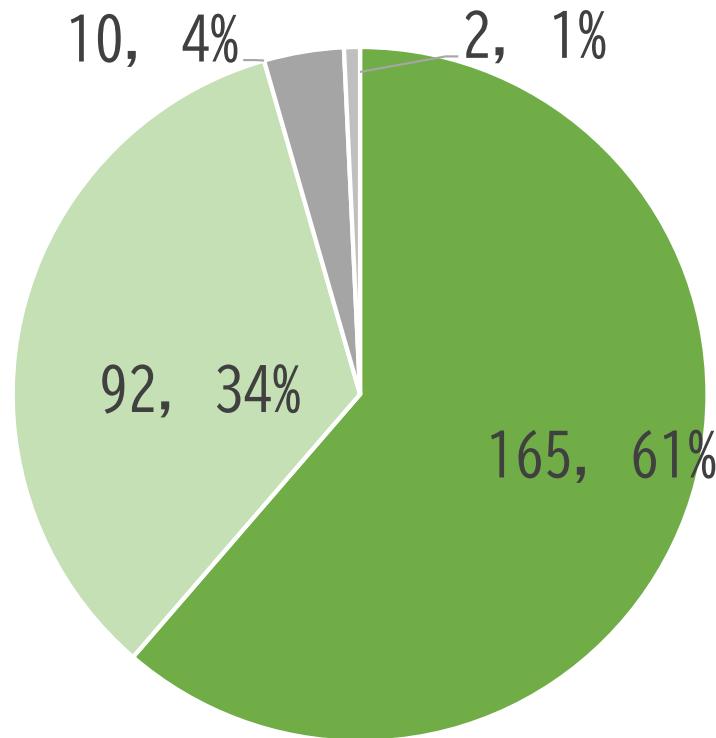


- とてもよいことだと思う
- よいことだと思う
- あまりよいことではないと思う
- まったくよいことではないと思う

【参考】部活動地域展開についての教員アンケートより

- ・回答期間：令和7年10月15日（水）～10月24日（金）
- ・対象：教員（主幹教諭、教諭、常勤講師）
- ・回答：269人

Q 今後、休日（土日、祝日）の部活動の回数が減り、あなたが自由に使うことができる時間が増えるとすれば、そのことをどう思いますか。



- とてもよいことだと思う
- よいことだと思う
- あまりよいことではないと思う
- まったくよいことではないと思う